

大和郡山市立休日応急診療所医事会計システム 賃貸借仕様書

1. 件名

大和郡山市立休日応急診療所医事会計システム賃貸借

2. 目的

大和郡山市立休日応急診療所（以下「診療所」という。）における医事会計システム及びその運営に必要な機器をリース方式により構築・提供し、保守することを目的とする。

3. 契約対象内容

- ① 医事会計システム一式の賃貸借
 - ② ①のシステム運用に必要な機器一式の賃貸借
 - ③ ①及び②の設置、設定及び現システムから新システムへのデータ移行業務
 - ④ ①及び②の保守業務及びサポート業務
- なお詳細は仕様書別紙を参照のこと。

4. 納入場所

大和郡山市本庄町地内 大和郡山市立休日応急診療所

5. 賃貸借期間及び納入期限

- (1) 賃貸借期間は入札公告のとおりとする。
- (2) 3. の③の業務は令和7年11月30日（以下「納入期限」という。）までに完了させることとする。以下実際に完了した日を「納入日」という。
- (3) 納入日から（1）に定めた期間の始期までの間は、賃貸借期間に算入しない。

6. 賃貸借期間満了後の取り扱い

賃貸借期間満了後のシステム及び機器類については、原則として所有権は発注者に移転させるものとする。

7. 長期継続契約に関する事項

受注者との契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳出予算において、この契約にかかる金額について減額または削除があった場合は、大和郡山市（以下「発注者」という。）は契約を変更または解除することができるものとする。

8. 代金の請求及び支払

- (1) 3. に要する費用を使用料とし、契約期間の始期から1ヶ月毎を1単位期間として請求するものとする。
- (2) 1単位期間の使用料の算出は、契約期間全般において業務を遂行するために必要に

なると見込まれるすべての費用（消費税及び地方消費税額を除く）を60で割った金額（1円未満端数切捨）とする。

（3）受注者は、当該単位期間の末日以降速やかに（2）に基づき請求書を提出するものとする。

（4）発注者は、適法な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、受注者が指定する金融機関の口座に振込により代金を支払う。

9. 秘密の保持

（1）受注者及び受注者の従業員である者又はあった者は、本業務にあたり、発注者、診療所及び契約対象内容に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

（2）本仕様書は「取扱注意」として厳重に保管し、交付を受けた者が一切の責任を持ってこれを管理すること

10. その他の特記事項

（1）診療所の営業日は原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日、年末年始期間（12月29日から翌年1月3日）とする。

（2）受注者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

（3）受注者を被保険者とする動産総合保険契約を、受注者が選定した保険会社と受注者の負担において締結し、その契約内容について書面により発注者に通知すること。

（4）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者で協議を行う。

11. 添付資料

仕様書別紙 医事会計システム、運用機器及びそれらの保守とサポート仕様明細

仕様書別紙

医事会計システム、運用機器及びそれらの保守とサポート仕様明細

① 医事会計システム

- ・診療内容入力、会計処理（入力・計算・請求・領収書・明細書発行）、投薬処理（薬剤文書作成・内容管理）、保険請求用レセプト作成（個別発行・一括発行・総括表作成）の各機能を有すること。
- ・領収書及び明細書はA 5 サイズで発行できること。薬剤文書は写真つき（モノクロ可）とし、A 5 もしくはA 4 サイズで発行できること。
- ・電子点数表・病名データベース・薬剤データベースを用いたチェック機能を有すること。
- ・診療内容、報酬点数算定・会計内容、診療開始日・診察日及び算定日、医薬品投与量について、入力漏れや入力内容の矛盾をチェックする機能を有すること。
- ・レセプトは奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金への請求に対応したものであること。
- ・レセプト請求については、オンライン請求に対応していること。
- ・インターネット接続に要する費用及び通信料は仕様を含めない。
- ・クラウドサーバーを用いることは不可、適切なバックアップシステムを構築し、運用できるものであること。

② 運用機器

- ・①に定めるシステムを運用するのに必要となる機器であること。以下、コンピュータ本体 2 台、ディスプレイ 2 台、キーボード 2 台、マウス 2 台、外部記憶装置、ブロードバンドルータ、プリンタ、コピー機及び無停電電源装置並びに付属するケーブル類を対象として想定する。
- ・レセプトオンライン請求が可能な機器構成であること。
- ・マイナンバーによる健康保険被保険者情報等のオンライン資格確認が可能な機器であること。
- ・システムの要求により上記想定以外の機器（以下「追加機器」という。）を必要とする場合は、それも対象に含めること。
- ・いずれの機器も①のシステムを運用するのに十分なスペックを持つこと。
- ・入力作業を行うコンピュータのOSは、納入時点で Microsoft Windows 11 であること。
- ・コンピュータには、①のシステム自体以外に、システムの運用に必要なソフトウェア及びウィルス対策ソフト（以下「ソフトウェア類」という。）をインストールした状態で納入すること。
- ・ディスプレイは19インチ以上であること。
- ・キーボードはJIS標準配列日本語109キーボードであること。
- ・外部記憶装置はHDDもしくはSSDとし、容量は最低1TB以上とする。

- ・プリンタはモノクロレーザー印刷30枚／分、最大用紙サイズA4以上、両面印刷可能なものであること。なおプリンタの使用枚数は年間約15,000枚（主にA4・A5）である。
- ・コピー機はモノクロ印刷可能なものとし、プリンタとの複合機でも可であること。なおコピー機の使用枚数は年間約5,000枚（主にA4・A5）である。
- ・プリンタ及びコピー機には、十分な残量を有する純正トナーカートリッジ類を各色1本、装着した状態で納品すること。
- ・無停電電源装置はインバータ方式とし、入力中のデータを保存し、安全にシステムをシャットダウンさせるのに必要な容量とすること。なお余裕率は20%とし、バックアップ時間15分（新設時）以上とする。
- ・納入後の交換用トナー、各種用紙及び光ディスク類の費用は、仕様に含めない。

③ 納入時の設置、設定及び現システムから新システムへのデータ移行

- ・設置、設定およびデータ移行の業務は、納入期限までに完了させること。

④ 保守およびサポート

- ・①のシステムについて、薬価及び点数の改定、レセプト仕様の変更、医療保険各法等の改正に伴い必要となるシステムやデータベース類の更新を随時行うこと。
- ・①のシステムについて、必要に応じアップデートを行うこと。また随時バックアップを行えるよう運用体制を整えること。
- ・②の機器及び追加機器について、良好な状態に維持するため、連絡を受けた場合はサービス技術者を派遣し、点検・調整および部品等の供給・交換をおこなうこと。ただし無停電電源装置及び追加機器のうちその特性上消耗性が高いものについては、部品等の供給・交換の対象外とする。
- ・故障等の緊急時には、原則として通報受信後1時間以内に到着し、復旧対策を実施すること。
- ・診療所営業日の午前11時00分から午後9時00分までの間は、医事会計システム及び機器についてメーカーあるいはその販売代理店等により電話サポート対応が取れる体制を構築すること。
- ・業務遂行において必要となる場合は随時研修を行うこと。またシステムを操作する者の初回従事時に、立会のうえサポートを行うこと。いずれの場合も、大和郡山市と事前に日程等を協議すること。

⑤ 特記事項（第三者による履行）

- ・③の設置、設定及びデータ移行業務、並びに④に定める業務については、発注者・受注者協議のうえ、①②のメーカー及びその販売代理店並びにそれらの指定した者に行わせることができる。